平成28年度 空家等に関する対策の 実施状況等について

> 平成29年9月 名 古 屋 市

# 目 次

平成	28年度	空家等に関す	る対策の実	極	状	況	等										頁
1	広報・	周知		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	相談・	問合せ窓口		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	空家等	等の調査・確認	(特定空家	笑等	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	特定空	<b>E家等への対応</b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	実施体	<b> </b>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
6	関係団	団体との協力・	連携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
参考	)																
空	家等対策	<b>受の推進に関す</b>	る特別措置	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
名	古屋市空	空家等対策の推	進に関する	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
名	古屋市空	E家等対策審議	会条例	•				•					•			•	19

#### はじめに

名古屋市会平成26年2月定例会において、議員提出による「名古屋市空家等対策の推進に関する条例(以下、「条例」という。)」が成立し、平成26年4月1日に施行(同年7月1日に全面施行)されました。

国においても議員提出による「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法律」という。)」が成立し、平成27年2月26日に施行(同年5月26日に全面施行)されました。

条例は法律に先駆けて施行されましたが、その後の同趣旨の法律の施行に伴い、 平成27年9月定例会において、法律の規定に合わせる形で、条例の一部改正(同年 11月1日施行)を行いました。

法律・条例では、適切な管理が行われていない空家等が様々な面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等の所有者等の責務及び空家等対策の推進に関する市の責務を明らかにするとともに、市民等からの情報の提供、適切な管理がなされていない空家等に対する措置及び空家の活用や未然防止等に関し、必要な事項を定めています。

この報告書は、条例第16条に基づき本市における空家等に関する対策の実施状況等の概要を市会に報告するとともに、公表するものです。

## 平成28年度 空家等に関する対策の実施状況等

平成28年度は、法律・条例に基づき、次のような取組みを実施しました。

# 1 広報・周知

空家等の適切な管理が図られるよう、以下の媒体等で広報・周知に努めま した。

内 容	実 績				
リーフレットの配布等	約20,000部 作成 (平成27年度に引き続き 配布)				
市広報紙での記事掲載	広報なごや 平成28年11月号				
市公式ウェブサイトへの掲載	掲載時期 平成26年4月~ (平成26年度より継続)				

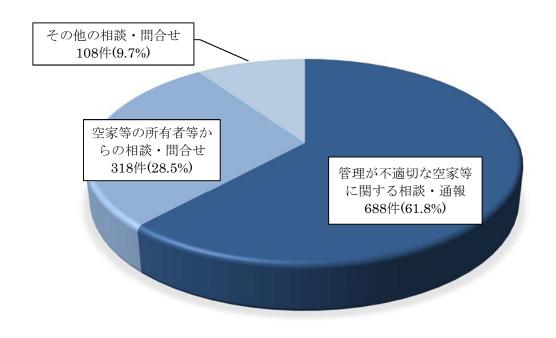
## 2 相談・問合せ窓口

市役所及び区役所(16区)において、市民の方からの空家等に関するご相談・問合せを受け付けました。

内 容	受付件数 (延べ)
管理が不適切な空家等に関する相談・通報	688件 (61.8%)
空家等の所有者等からの相談・問合せ	3 1 8件 (28.5%)
その他の相談・問合せ	108件(9.7%)
計	1,114件

注 ( ) 内は相談・問合せ件数全体に対する割合

<相談・問合せの内容別内訳>



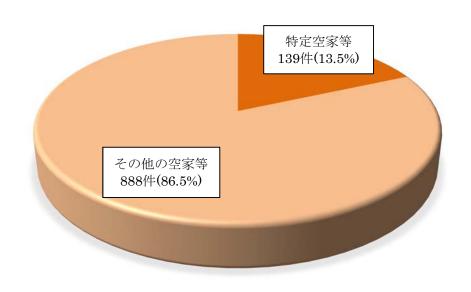
## 3 空家等の調査・確認 (特定空家等)

市民の方からの情報提供等により把握した空家等(1,027件)については現地の調査・確認を行い、そのうち139件について法律に規定する特定空家等(周辺に危険や悪影響を及ぼしている空家等)と該当判断しました。

区 分	物件数
調査・確認した空家等	1,027件
特定空家等	139件 (13.5%)
その他の空家等 (状況軽微等)	888件 (86.5%)

- 注 1 物件数には条例制定以前からの把握物件も含む
  - 2 ( ) 内は調査・確認した空家等全体に対する割合

<調査・確認した空家等の内訳>

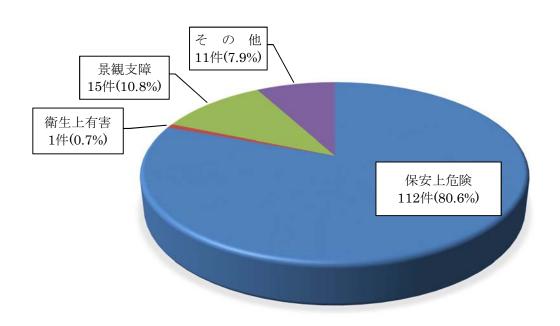


なお、特定空家等(139件)の主な不適切な管理の状態別内訳は以下のとおりでした。

区 分(主な不適切な管理の状態)	物件数
特定空家等	139件
保安上危険	1 1 2件 (80.6%)
衛生上有害	1件(0.7%)
景観支障	15件 (10.8%)
その他	11件(7.9%)

注 ()内は特定空家等全体に対する割合

# <特定空家等の主な不適切な管理の状態別内訳>



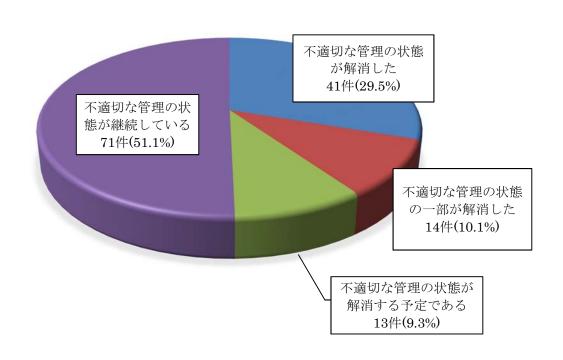
## 4 特定空家等への対応

特定空家等の所有者等に対しては、適切な管理がなされるように法律・条例に基づく指導等を実施しました。なお、平成28年度末時点での特定空家等の状況は以下のとおりとなっています。

区 分(特定空家等の状況)	物件数
特定空家等	139件
不適切な管理の状態が解消した	4 1 件 (29.5%)
不適切な管理の状態の一部が解消した	1 4件 (10.1%)
不適切な管理の状態が解消する予定で ある	13件(9.3%)
不適切な管理の状態が継続している	7 1件 (51.1%)

注()内は特定空家等全体に対する割合

## <特定空家等の平成28年度末時点での状況別内訳>



また、国の「空き家再生等推進事業」を活用し、特定空家等のうち周辺に 著しい保安上の危険を及ぼしているものについて、除却費の一部を補助する ことで、所有者による除却を促しました。

区分	補助件数
老朽危険空家等除却費補助金 (補助率2分の1、上限額60万円)	10件

## 5 実施体制

空家等対策を以下のような体制で推進しました。

区分	内 容
専任職員の配置	法律・条例を所管する市民経済局地域振興 部地域振興課に専属職員3名(主査1名、技 師2名)を引続き配置。
空家等対策連携会議	空家等対策の推進に関し、関係局・区の連携・協力を図り、また、各区の空家等対策会 議との連絡・調整を行うもの。
各区空家等対策会議 (区プロジェクトチーム)	区内の空家等への対応に関し、区役所及び 区内関係部署との連携・協力を図るもの。
名古屋市空家等対策審議会	学識経験者等で構成し、法律第14条第3項 による措置命令等について調査審議を行う もの。
空家等対策推進会議	本市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、会長・副会長を副市長とした局長級会議。

# 6 関係団体との協力・連携

空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とした協定を各団体と締結し、名古屋市と協定締結団体と共に連携した事業は以下のとおりです。

区分	実 績					
	• 愛知県司法書士会					
	(平成28年11月22日締結)					
	• 愛知県土地家屋調査士会					
	(平成28年11月22日締結)					
	・株式会社愛知銀行					
	(平成28年12月27日締結)					
協定締結	• 愛知県弁護士会					
	(平成29年2月23日締結)					
	・株式会社中京銀行					
	(平成29年3月1日締結)					
	・株式会社大垣共立銀行					
	(平成29年3月1日締結)					
	·公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会					
	(平成29年3月30日締結)					
	• 愛知県土地家屋調査士会					
	「空家等対策の推進に関する特別措置法」					
	研修会へ市職員を講師として派遣					
	(平成28年12月9日)					
連携事業						
<i>建切4</i>	<ul><li>・愛知県司法書士会</li></ul>					
	「相続登記」「成年後見」からはじめる空					
	き家対策の第一歩~放っておくとコワイ					
	空き家の話~へ市職員を講師として派遣					
	(平成29年2月12日)					

#### 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年11月27日 法律第 127 号

(目的)

- 第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。(定義)
- 第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく 保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのあ る状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている 状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である 状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の 生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとす る。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに 基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切 に講ずるよう努めるものとする。 (基本指針)

- 第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画 的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるも のとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
  - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な 事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようと するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その 他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
  - 二 計画期間
  - 三 空家等の調査に関する事項
  - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
  - 六 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
  - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を 行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するこ とができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住 民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識 経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が 定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等 の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のため に必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家

等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に 対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第13条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これ らの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものと する。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、 除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な 措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、 建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をする ことができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその 勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるとき は、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとるこ とを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、 その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由 並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置 を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出す る機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、 市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを 請求することができる。

- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、 第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開によ る意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項 の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期 日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しな ければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自 己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その 措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないと き又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執 行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき 行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置 その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなけれ ばならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)

第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、 国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。
- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び 第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行 の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討 を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 名古屋市空家等対策の推進に関する条例

平成26年 3 月28日 条例第35号

改正 平成27年条例第69号

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する対策の推進について、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、市民等による情報の提供、対策計画、調査、情報の収集、措置、活用、未然防止等に関し必要な事項を定め、もって地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- 2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空 家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の 生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとす る。

(市の責務)

- 第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置 を適切に講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に 対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学 する者をいう。)は、特定空家等があると認めるときは、市にその情報を提 供することができる。

2 市長は、前項の規定により提供された情報について、適正に管理しなければならない。

(空家等に関する対策計画)

- 第6条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等に関する対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 市長は、空家等に関する対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 市長は、空家等に関する対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、地域 住民、学識経験者その他の市長が必要と認める者の意見を聴くことができる。 (調査)
- 第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

(情報の収集)

第8条 市長は、前条に規定する調査を行うに当たっては、空家等の所有者等の特定に資する情報を有すると思われる者からの報告の聴取、実地調査、登記簿に関する調査、近隣住民への協力要請、市の保有する各種情報の利用その他の空家等の所有者等を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(特定空家等に対する措置)

- 第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定による措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、あらか じめ、名古屋市空家等対策審議会条例(平成26年名古屋市条例第50号)第1 条の規定に基づき設置する名古屋市空家等対策審議会の意見を聴かなければ ならない。

(応急措置)

第10条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害

を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を 回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空 家等の所有者等から徴収することができる。

(空家等の活用)

第11条 市長は、空家等及び空家等の跡地について、市民、事業者等と連携し、 所有者等への情報の提供、これらの活用のために必要な支援又は対策その他 の活用に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の未然防止)

第12条 市長は、特定空家等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ず るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、国、 県等の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(体制の整備)

第14条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第16条 市長は、毎年度、本市の空家等に関する対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第17条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条、 第7条第2項から第5項まで及び第9条から第13条(現第12条)までの規定 は、平成26年7月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況を 勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。
  - (名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正)
- 2 名古屋市空家等対策審議会条例(平成26年名古屋市条例第50号)の一部を 次のように改正する。

〔次のよう〕略

#### 名古屋市空家等対策審議会条例

平成26年7月18日 条例第50号

改正 平成27年条例第69号

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、 その結果を市長に答申する。
  - (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条 第3項に規定する措置命令に関すること。
  - (2) その他空家等対策の推進に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、 市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱 し、又は任命する。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただ し、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間は、その職務を行うものと する。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 臨時委員は、地域住民、学識経験者又は市長が特に必要と認める者の うちから調査審議事項を明示して市長が委嘱する。
- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるもの

とする。

(会長)

- 第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があ らかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。
- 2 審議会は、委員(その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。) の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民経済局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年名古屋 市条例第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成27年条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。